

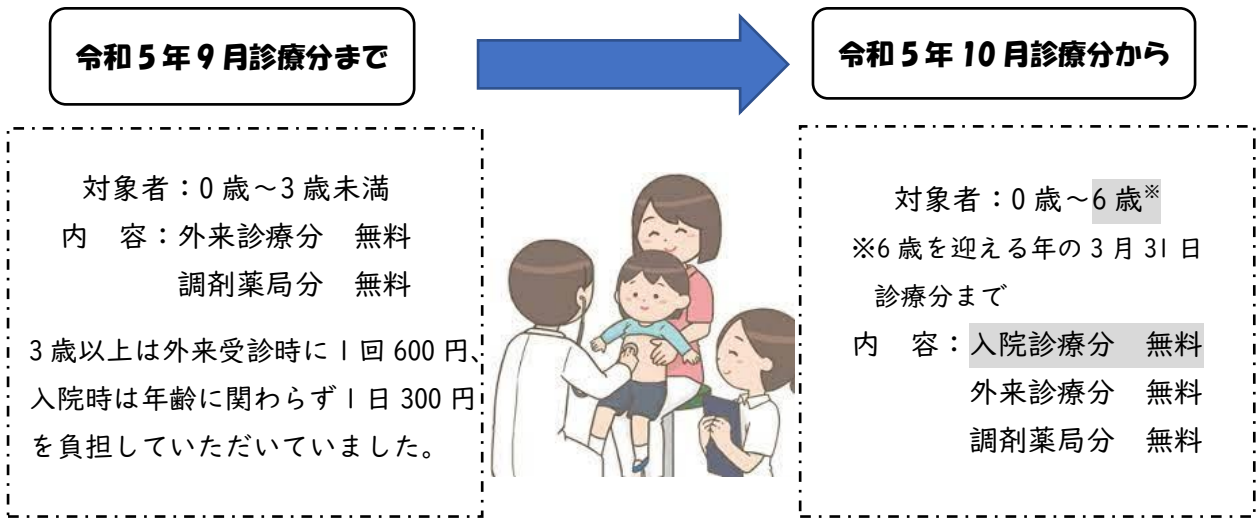
小児マル福をお持ちの

0歳～6歳（小学校入学前）までの小児の保護者様へ

外来・入院 自己負担金 無料化のご案内

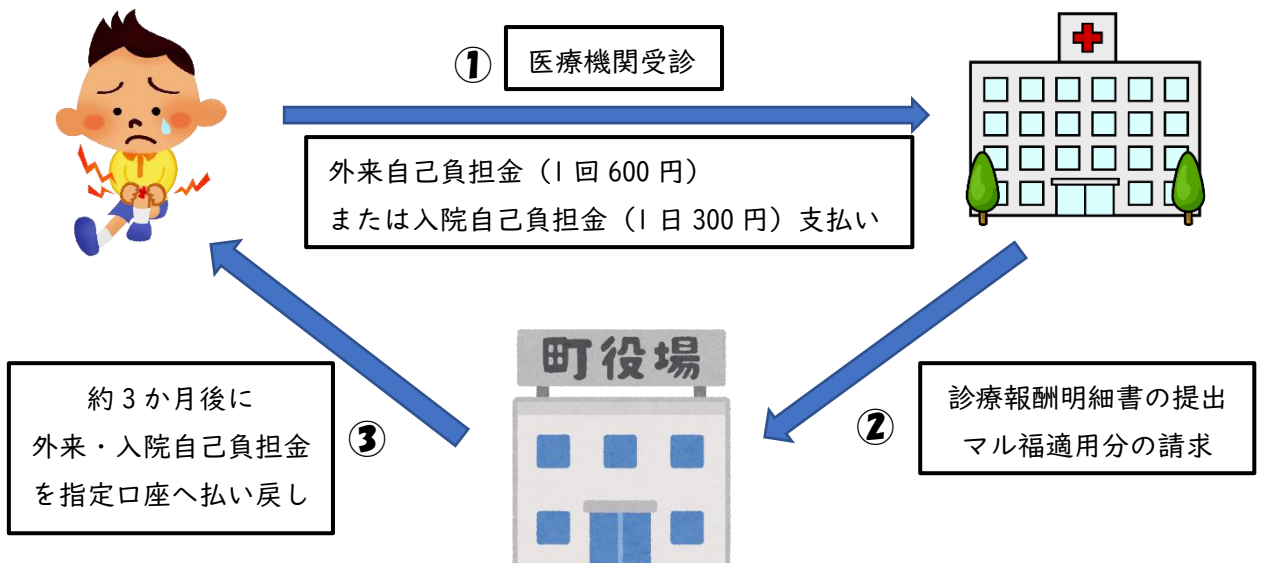
茨城町では令和5年10月1日診療分より、0歳～6歳（小学校入学前）の医療機関での自己負担金額を全額無料とし、幼いお子様が必要とする医療を容易に受けられるよう、マル福制度を改正します。

《マル福制度改正の内容》



《自己負担金払い戻しまでの流れ》

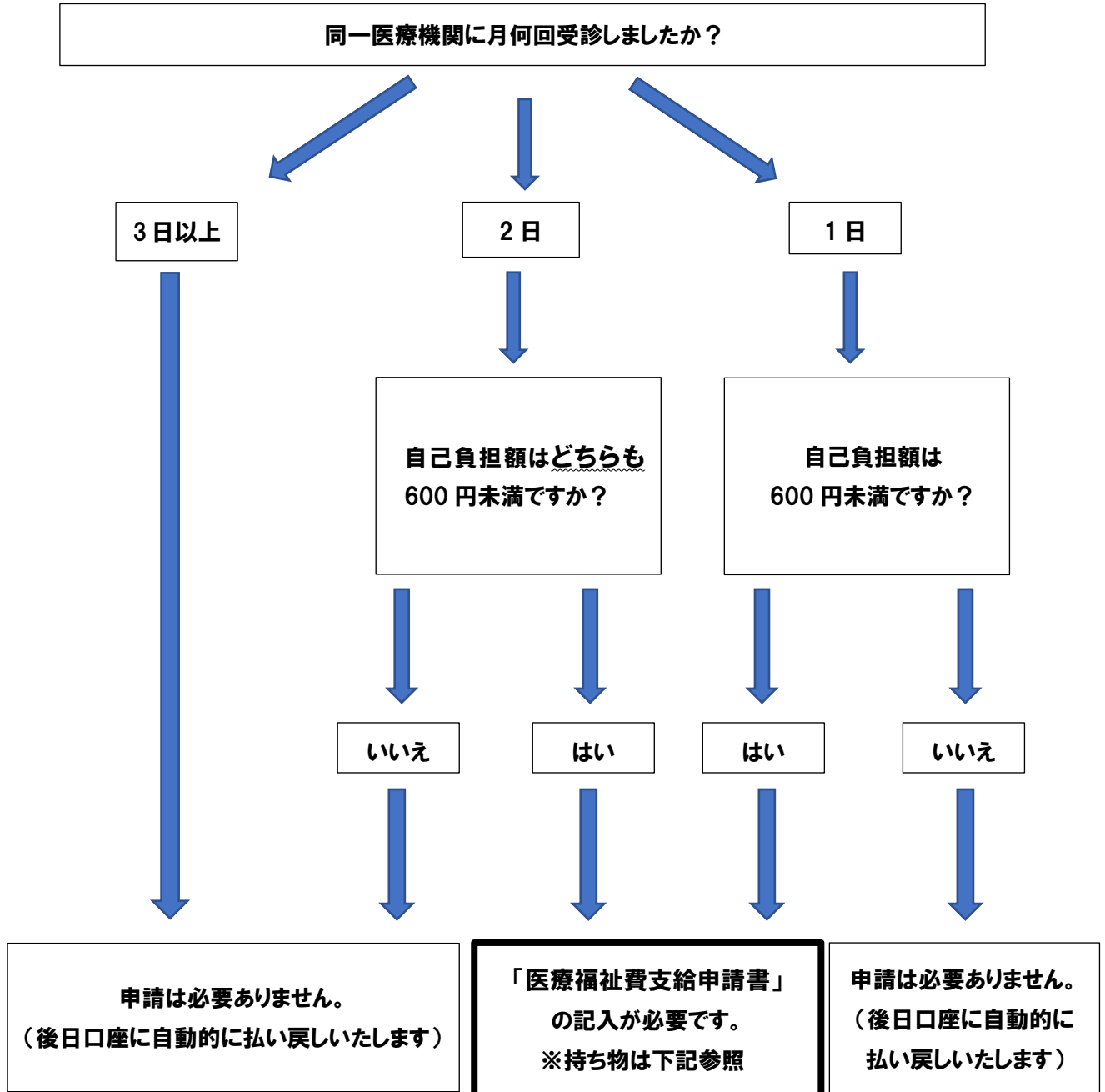
医療機関で受診する際に徴収された外来・入院自己負担金について、約3か月後に茨城町役場より、指定口座へ自動的に払い戻します。



※受診した際に自己負担金の支払いが少ない場合は自動振り込みが出来ない可能性があります。詳細は裏面をご覧ください。

自己負担金フローチャート

基本的に窓口での手続きは必要ありませんが、下記のフローチャートで該当する場合は、役場保険課⑤番窓口にて医療福祉費支給申請が必要となります。



《申請の際に持参するもの》

1. 保険診療分の内訳が記入された領収書の原本(数か月まとめて可)
2. マル福受給者証